

高松市監査委員告示第10号

包括外部監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表します。

令和8年3月2日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	大	西		均
同	香	川	洋	二
同	造	田	正	彦

包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

監査実施年度 平成24年度

監査テーマ2 高松市の関連諸団体

措置通知No.	区分※	項目	報告書該当ページ	所管課等		措置通知日
1	意見	団体が行う契約は市に準拠するなどの規程化と一定額以上の支払に係る承認について（高松まちかど漫遊帖実行委員会）	P145、P231	創造都市推進局	観光交流課	R8.2.3
2	意見	納品や実施後の検収は、発注書に基づき事務処理担当者以外により行われることについて（高松まちかど漫遊帖実行委員会）	P145、P146、P231			
3	意見	総会・理事会などの決定機関の議事録の作成と署名について（高松まちかど漫遊帖実行委員会）	P147、P231			
4	意見	会の運営に必要な基本事項を会則に明記するとともに、包括規定を盛り込むことについて（高松まちかど漫遊帖実行委員会）	P148、P231			

監査実施年度 平成27年度

監査テーマ 情報システムに関する事務の執行について

措置通知No.	区分※	項目	報告書該当ページ	所管課等		措置通知日
5	指摘	IDの共有がなされていることについて	P91	財政局	財産経営課	R8.1.23
6	指摘	管理者権限が利用者IDと同じものとなっていることについて	P91			
7	指摘	パスワードの定期的な変更がなされていないことについて	P91			
8	指摘	パスワードが複雑性の要件を満たしていないことについて	P91			

監査実施年度 平成30年度

監査テーマ 教育及び子育てに関する財務事務の執行について

措置通知No.	区分※	項目	報告書該当ページ	所管課等		措置通知日
9	意見	県費教職員の旅費の処理について	P193	教育局	学校教育課	R8.1.23

監査実施年度 令和2年度

監査テーマ 持続可能な財政運営

措置通知No.	区分※	項目	報告書該当ページ	所管課等		措置通知日
10	意見	教員住宅の用途廃止及び転用の検討について	P117	教育局	学校教育課	R8.1.23

監査実施年度 令和6年度

監査テーマ 使用料及び手数料の確保に向けた施策と徴収事務について

措置通知No.	区分※	項目	報告書該当ページ	所管課等		措置通知日
11	意見	目的外使用料の算定プロセスに非効率な点があることについて	P42	財政局	財産経営課	R8.1.23

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したものを。

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたものを。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度/ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区分	意見	
意見の項目	団体が行う契約は市に準拠するなどの規程化と一定額以上の支払に係る承認について (高松まちかど漫遊帖実行委員会)	
意見の内容	団体で行われる契約は、原則として市に準拠するなどの規程化が望まれる。また、見積合せを行う金額の水準は、団体の規模が小さいことから考えると、市よりも低い金額水準とすることが望まれる。 また、10万円など、一定額以上の支払いが予定される場合、契約（発注）以前に承認を得る制度とすることが望まれる。	
報告書該当 ページ	P145、P231	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和8年2月3日
所管課等	創造都市推進局 観光交流課
措置結果	本件意見に係る委託等に伴う契約事務については、契約に係る案件数が極めて少ないことから、契約に関する規程は定めないものの、令和3年2月から、原則として、複数業者による見積合せを行うこととし、本市に準拠した事務処理を行っている。 また、支出については、従前から、支出に係る承認を事前に得た後に執行しており、同様の事務処理を継続することとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指摘又は意見

監査実施年度/ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区分	意見	
意見の項目	納品や実施後の検収は、発注書に基づき事務処理担当者以外により行われることについて（高松まちかど漫遊帖実行委員会）	
意見の内容	納品や実施後の検収は、支払承認と同様に、発注書に基づき、事務処理担当者以外により行われることが望まれる。	
報告書該当 ページ	P145、 P146、P231	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和8年2月3日
所管課等	創造都市推進局 観光交流課
措置結果	本件意見に係る納品時の検収については、令和7年9月から、事務処理担当者と担当者以外の者が、契約書と照合しながら、実施することとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

指摘又は意見

監査実施年度/ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区分	意見	
意見の項目	総会・理事会などの決定機関の議事録の作成と署名について（高松まちかど漫遊帖実行委員会）	
意見の内容	市の職員が何らかの事務を行う団体では、事務処理の根拠を明確にするためにも、総会・理事会などの決定機関の議事録を作成し、参加者のうちから署名人を選定して、署名を受けることを原則とするべきである。	
報告書該当 ページ	P147、P231	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和8年2月3日
所管課等	創造都市推進局 観光交流課
措置結果	本件意見については、令和7年5月に開催した総会以降、議事録を作成するとともに、出席者による議事録の署名を受けることとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

指摘又は意見

監査実施年度/ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区分	意見	
意見の項目	会の運営に必要な基本事項を会則に明記するとともに、包括規定を盛り込むことについて（高松まちかど漫遊帖実行委員会）	
意見の内容	会の運営に必要な基本事項については、会則に明記するとともに、想定外の事態に対応するための包括規定も入れること、会則に齟齬する部分がある場合は会則の修正を、団体に依頼することが望まれる。	
報告書該当 ページ	P148、P231	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和8年2月3日
所管課等	創造都市推進局 観光交流課
措置結果	本件意見については、平成25年5月11日付けで、「高松まちかど漫遊帖実行委員会会則」を改正し、基本事項である構成員及びその選出基準のほか、想定外の事態に対応するための包括規定を明記した。 また、同月に開催した役員会において、役員の人数の適正化に向けた協議を行い、副会長と理事の人数をそれぞれ1名に削減した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.5

指摘又は意見

監査実施年度/ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区分	指 摘	
指摘の項目	IDの共有がなされていることについて	
指摘の内容	<p>公有財産管理システムについては各課にIDを配布している状況である。各課は閲覧のみの権限であり、更新については財政局財産経営課の職員3名によってなされている。</p> <p>本来、IDはシステム利用者の特定や第三者による不正な使用を防止するために利用者ごとに設定されるべきものである。高松市の現状は利用者の特定が出来ておらず、どの職員によるログインや操作がなされているのかを特定できていない状況であり問題がある。</p> <p>公有財産管理システムについては各課ともに職員ポータルサイトからのアクセスが可能であり、必要な職員のみシステムに入ることを許可するようにポータルサイト上からの設定をする等の措置を講じるべきである。</p>	
報告書該当 ページ	P91	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和8年1月23日
所管課等	財政局 財産経営課
措置結果	<p>本件指摘事項に係る公有財産管理システムの閲覧及び申請については、令和7年12月から、各課の公有財産管理用務を実施する職員のみパスワードを通知することに変更し、管理を厳格化した。</p> <p>また、システム更新の承認権限は、システム導入時から財産経営課の職員が有しており、引き続き、登録情報を当該職員以外の者が改変できない措置を講じている。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.6

指摘又は意見

監査実施年度/ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	管理者権限が利用者IDと同じものとなっていることについて	
指 摘 の 内 容	管理者権限のIDが特定の利用者IDと同じものとなっている。管理者権限についてはその権限の違いから別のIDを使用すべきであり、管理者権限については利用者IDとは異なるIDを割り当てる必要がある。	
報告書該当 ページ	P91	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和8年1月23日
所 管 課 等	財政局 財産経営課
措 置 結 果	本件指摘事項に係る財産経営課のアカウントについては、台帳の更新権限等重要性の高い機能を有しているため、令和5年6月から、パスワードの複雑性や利用者IDとの関連性に留意した上で、定期的にパスワードを変更することとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.7

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区分	指 摘	
指摘の項目	パスワードの定期的な変更がなされていないことについて	
指摘の内容	<p>公有財産管理システムにおいて、パスワードが設定当初のまま変更されないまま利用されている状況である。これは個人情報扱う部署においても同様の状況であった。</p> <p>IDとパスワードは、第三者による不正使用を防止する上で極めて重要であり、パスワードについては、第三者に分かるような単純なものは避けることが求められる。パスワードが設定当初のまま利用されている又は単純なものが利用されている現状は、第三者による不正使用のリスクが高い状況である。特にそれが共有IDである場合には第三者の不正使用がたとえあっても確認が困難な状況にある。</p> <p>一部、個人情報を扱っているものもあることから早急に利用者ごとのIDを設定し、パスワードについても複雑なものを設定し、定期的に変更する等の措置が求められる。</p>	
報告書該当 ページ	P91	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和8年1月23日
所管課等	財政局 財産経営課
措置結果	<p>本件指摘事項に係る財産経営課のアカウントについては、台帳の更新権限等重要性の高い機能を有しているため、令和5年6月から、パスワードの複雑性に留意した上で、定期的にパスワードを変更することとした。</p> <p>また、各課に付与しているパスワードについても、7年12月に、多様な文字を組み合わせたものに変更するなど、公有財産管理システムの不正使用を防止するため、定期的に変更することとしている。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.8

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区分	指 摘	
指摘の項目	パスワードが複雑性の要件を満たしていないことについて	
指摘の内容	<p>公有財産管理システムにおいて、パスワードが設定当初のまま変更されないまま利用されている状況である。これは個人情報扱う部署においても同様の状況であった。</p> <p>IDとパスワードは、第三者による不正使用を防止する上で極めて重要であり、パスワードについては、第三者に分かるような単純なものは避けることが求められる。パスワードが設定当初のまま利用されている又は単純なものが利用されている現状は、第三者による不正使用のリスクが高い状況である。特にそれが共有IDである場合には第三者の不正使用がたとえあっても確認が困難な状況にある。</p> <p>一部、個人情報を扱っているものもあることから早急に利用者ごとのIDを設定し、パスワードについても複雑なものを設定し、定期的に変更する等の措置が求められる。</p>	
報告書該当 ページ	P91	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和8年1月23日
所管課等	財政局 財産経営課
措置結果	<p>本件指摘事項に係る財産経営課のアカウントについては、台帳の更新権限等重要性の高い機能を有しているため、同課のパスワードは令和5年6月から、また、各課に付与しているパスワードは7年12月から、多様な文字を組み合わせたものに変更するなど、公有財産管理システムの不正使用を防止するため、複雑性の要件を満たす措置を講じていることとしている。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.9

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成30年度／教育及び子育てに関する財務事務の執行について	
区 分	意 見	
意見の項目	県費教職員の旅費の処理について	
意見の内容	<p>教職員の多くは県費教職員であるが、サービス管理は高松市、給与（旅費精算含む）は香川県から支払われることから、サービス管理関係のデータは高松市の校務支援システムに入力し、給与（旅費精算含む）関係のデータは香川県のシステムに入力することが必要で、データ入力重複する部分がある。</p> <p>これについて、特殊勤務手当の入力については、県のシステムに表計算ソフトのCSVファイルでの一括取込が可能であるが、職員の出張等の旅費のデータについては、市のシステムに入力後、県のシステムにも再度、手入力する必要がある。この処理は一件ごとの旅費に対して実行され、入力内容のチェックも必要である。</p> <p>また、このような旅費の処理については市の他の小中学校でも同様であり、毎月の作業である。データの一括取り込みができるようになれば、市全体として、相当な効率化となる。</p> <p>このような定型的な事務作業を自動化するRPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）の導入や、他市町村とも共同して香川県の当該システムの機能強化の進言・理解を得るなど、事務負担をITにより軽減することが望まれる。</p>	
報告書該当 ページ	P193	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和8年1月23日
所管課等	教育局 学校教育課
措置結果	<p>本件意見については、令和6年度において、県費教職員が出張を要する場合の、県が所管する旅費の支給に関する事務と市が所管する出張命令に関する事務の効率化について検討した結果、5年度に関連する市の校務支援システムを更新したことにより、経費面から、県の事務システムを導入し、併用して運用することは困難であること、また、県の事務システムの導入に当たっては、学校と教職員が担うべき業務に関する規程の整備が必要となり、各地域や学校ごとの実情を考慮すると、整備には相当の期間を要することなどから、旅費に関する事務については、現状の事務処理を継続することとした。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.10

指摘又は意見

監査実施年度/ 監査テーマ	令和2年度/持続可能な財政運営	
区分	意見	
意見の項目	教員住宅の用途廃止及び転用の検討について	
意見の内容	当施設については、用途廃止及び転用を検討することが望まれる。	
報告書該当 ページ	P117	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和8年1月23日
所管課等	教育局 学校教育課
措置結果	本件意見については、令和7年7月に、局内において検討した結果、当該施設への居住は可能であるものの、施設の利用状況や維持管理面等を勘案し、教員住宅としての用途を廃止することとし、他用途への転用等を行うこととした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.11

指摘又は意見

監査実施年度/ 監査テーマ	令和6年度/使用料及び手数料の確保に向けた施策と徴収事務について	
区分	意見	
意見の項目	目的外使用料の算定プロセスに非効率な点があることについて	
意見の内容	反復継続する可能性の高い目的外使用料徴収対象物件については、照会のプロセスを経ることなく情報取得できるようにすることが望ましい。 具体的には、そのような物件をリスト化し、資産税課によって情報が更新されたタイミングで各課に通知し、各課がそれを確認する。このようにすれば資産税課及び各課における工数が削減され则认为。	
報告書該当 ページ	P42	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和8年1月23日
所管課等	財政局 財産経営課
措置結果	本件意見については、行政財産目的外使用料の算定に係る事務処理において、使用料算定の基礎となる情報を所管する資産税課が、反復継続する可能性の高い対象地のリスト化及び一元管理をすることは、新たに全庁照会事務が毎年必要となり、現在の事務処理と比べ、事務量及び工数の削減は見込めないことから、現状の事務処理を継続することとした。